

# 環境物品等の調達の推進を図るための方針

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## I 特定調達物品等の令和4年度における調達の目標

令和4年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(令和4年2月25日変更閣議決定。以下「基本方針」という。))に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1. 紙 類(7品目)

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 印刷用紙(塗工されていないもの) 印刷用紙(塗工されているもの) トイレトペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
--	------------------------------

### 2. 文具類 (85品目)

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型)	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
--	------------------------------

ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウェットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む) のり(澱粉のり)(補充用を含む) のり(固形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム	
--	--

つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

### 3. オフィス家具等(10品目)

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 4. OA 機器(19品目)

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ 電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 5. 移動電話等(3品目)

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

#### 6. 家電製品(6品目)

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 7. エアコンディショナー等(3品目)

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

## 8. 温水器等(4品目)

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
--	------------------------------

## 9. 照明(4品目)

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光灯(直管型:大ききの区分40形 蛍光灯) 電球形状のランプ	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

## 10. 自動車等(8品目)

自動車 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
--	------------------------------

## 11. 消火器(1品目)

消火器	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

## 12. 制服・作業服・帽子(4品目)

制服 作業服 帽子 靴	業務上必要とする服や帽子について、適合品がある場合は適合品を調達するものとする。
----------------------	--

## 13. インテリア・寝装寝具(11品目)

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

ベットフレーム マットレス	
------------------	--

#### 14. 作業手袋(1品目)

作業手袋	業務上必要とする手袋について、適合品がある場合は適合品を調達するものとする。
------	--

#### 15. その他繊維製品(7品目)

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 16. 設備(10品目)

太陽光発電システム(公共・産業用) 太陽熱利用システム(公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム 給水栓 テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
--	------------------------------

#### 17. 災害備蓄用品(10品目)

(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
---	------------------------------

## 18. 公共工事(70品目)

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するよう指導する。

## 19. 役務(21品目)

省エネルギー診断	基本方針を配慮するものとする。
印刷	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
食堂	基本方針を配慮するものとする。
自動車専用タイヤ更正	基本方針を配慮するものとする。
自動車整備	基本方針を配慮するものとする。
庁舎管理	基本方針を配慮するものとする。
植栽管理	基本方針を配慮するものとする。
加煙試験	基本方針を配慮するものとする。
清掃	基本方針を配慮するものとする。
タイルカーペット洗淨	基本方針を配慮するものとする。
機密文書処理	基本方針を配慮するものとする。
害虫防除	基本方針を配慮するものとする。
輸配送	基本方針を配慮するものとする。
旅客輸送	基本方針を配慮するものとする。
蛍光灯機能提供業務	基本方針を配慮するものとする。
小売業務	基本方針を配慮するものとする。
クリーニング	基本方針を配慮するものとする。
飲料自動販売機設置	基本方針を配慮するものとする。
引越輸送	基本方針を配慮するものとする。
会議運営	基本方針を配慮するものとする。
印刷機能等提供業務	基本方針を配慮するものとする。

## 20. ごみ袋等(1品目)

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、 調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

## II その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 調達の実績については取りまとめたうえ、公表する。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
5. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
6. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、管理部契約・購買課とする。